

人権に関する事業所アンケート調査

～ 人権が尊重される社会づくりのために ～

平成25年6月
和歌山県

ご記入にあたってのお願い

- ① 調査の結果は、すべて統計的に処理し、貴事業所のことやご回答の内容が、外部に公表されることや、調査目的以外に使用されることは絶対にありませんので、日頃お考えになっていることや感じていることを、ありのままご回答ください。
 - ② 回答は、貴事業所において、企業内人権啓発の取組を推進されている部署のご担当者がお答えくださるようお願いいたします（記入後、名前を書く必要はありません）。
 - ③ 回答は各質問の指示にしたがい、番号を○で囲んでください。
また、「その他」にあてはまる場合は、（ ）内にその内容を具体的にご記入ください。
 - ④ 質問は番号順にご回答ください。質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、質問文の指示にしたがってご回答ください。
- ※ ご記入後は、無記名のまま、同封の返信用封筒（切手は必要ありません）に入れ、6月21日（金）までにご返送ください。

【調査に関するお問い合わせ先】

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課 電話 073-441-2566（直通）

人権に関する取組についてのお考えをおききします。

問1 人権に関する事柄で、貴社において、特に関心があることはどのようなことですか（○は3つまで）。

1. 公正な採用選考の実施
2. 男女が共に能力を発揮できる職場づくり
3. 高齢者の経験やノウハウを生かす職場づくり
4. 障害のある人が十分に能力を発揮できる職場づくり
5. うつなどの精神疾患の予防や早期発見・早期治療などのメンタルヘルス対策
6. さまざまな国籍の人たちと共に働くための職場づくり
7. 個人情報保護
8. 環境保護に配慮した企業活動
9. 職場におけるハラスメント（仕事上の立場を利用した「いじめ」や「性的嫌がらせ」）の防止
10. 福利厚生の充実
11. 関心がない
12. その他（具体的に：_____）

問2 人権に関する取組の中で、貴社において、特に取り組まれていることは何ですか（〇は
いくつでも）。

1. 人権を守るための規程、指針等を定めること
2. 人権に関する研修を実施すること
3. 職場におけるハラスメントやメンタルヘルスケアなどに関する相談窓口を設置すること
4. 人権に関するポスター掲出、パンフレット等の作成など啓発に努めること
5. 採用にあたり応募者本人の能力や適性に関係のない事項等の記載を求めたり、面接時に尋ねたりしない
6. 性別を問わず能力により職種や役職者を選考すること
7. 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）を推進すること
8. 事業所内に保育施設の設置等、子育て支援策を実施すること
9. 育児休業、介護休業等各種制度の整備を図ること
10. 定年制度の廃止、見直しを図ること
11. 継続雇用制度の導入を図ること
12. 障害のある人の雇用を図ること
13. バリアフリー（段差の解消、スロープの設置等）に配慮した施設にすること
14. 障害の特性に応じて、在宅勤務等の形態をとること
15. 休業した労働者が円滑に職場復帰し、継続して就業できるよう支援をすること
16. 不当要求に対して、マニュアルを作成するなど従業員に対応の方法を周知すること
17. 外国人従業員に対して日本語や日本文化に関する教育などを実施すること
18. 個人情報管理に対し、マニュアル等を作成し漏洩防止に努めること
19. 社会貢献活動の実施又は参加を積極的に行うこと
20. （公財）和歌山県人権啓発センターが開催する講演会や研修会などに参加すること
21. 日本に居住している外国人の就職の機会と待遇を保障すること
22. ユニバーサルデザイン*に関すること
23. 特に取り組んでいない
24. その他

具体的に：

ユニバーサルデザイン*：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう製品・建物・環境などをデザインする考え方

問3 人権に関する取組の中で、貴社において、取り組もうとしていることは何ですか（〇は
いくつでも）。

1. 人権を守るための規程、指針等を定めること
2. 人権に関する研修を実施すること
3. 職場におけるハラスメントやメンタルヘルスケアなどに関する相談窓口を設置すること
4. 人権に関するポスター掲出、パンフレット等の作成など啓発に努めること
5. 採用にあたり応募者本人の能力や適性に関係のない事項等の記載を求めたり、面接時に尋ねたりしない
6. 性別を問わず能力により職種や役職者を選考すること
7. 女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組（ポジティブ・アクション）を推進すること
8. 事業所内に保育施設の設置等、子育て支援策を実施すること
9. 育児休業、介護休業等各種制度の整備を図ること
10. 定年制度の廃止、見直しを図ること
11. 継続雇用制度の導入を図ること
12. 障害のある人の雇用を図ること
13. バリアフリー（段差の解消、スロープの設置等）に配慮した施設にすること
14. 障害の特性に応じて、在宅勤務等の形態をとること
15. 休業した労働者が円滑に職場復帰し、継続して就業できるよう支援をすること
16. 不当要求に対して、マニュアルを作成するなど従業員に対応の方法を周知すること
17. 外国人従業員に対して日本語や日本文化に関する教育などを実施すること
18. 個人情報の管理に対し、マニュアル等を作成し漏洩防止に努めること
19. 社会貢献活動の実施又は参加を積極的に行うこと
20. （公財）和歌山県人権啓発センターが開催する講演会や研修会などに参加すること
21. 日本に居住している外国人の就職の機会と待遇を保障すること
22. ユニバーサルデザインに関すること
23. 特に取り組もうとしていることはない
24. その他

具体的に：

問4 人権に関する取組は、主にどの部署で取り組まれていますか（いずれか1つに○）。

1. 組織横断的な委員会など
2. 人権に関する業務を専門的に行う部署
3. 企業の社会的責任（CSR）を担当している部署が兼務
4. 他の業務と兼務している部署
5. 社内に担当する部署は設けていない
6. その他（具体的に：_____）

問5 人権に関する取組を通じ、社内の人権意識が高まることによる効果として、どのようなことがあると考えられますか（○はいくつでも）。

1. 有能な人材が集まる
2. 勤労意欲が増進する
3. 職場の活性化につながる
4. 個人の能力が発揮され、生産効率向上につながる
5. 製品やサービスの質の向上につながる
6. 企業の社会的イメージの向上、信用確保につながる
7. 人権侵害の防止につながる
8. 海外の取引先の獲得・拡大につながる
9. 企業の社会的責任（CSR）の推進につながる
10. 地域社会との交流が図られる
11. わからない
12. その他（具体的に：_____）

問6 人権に関する取組をすすめるうえでの問題点は何ですか（○はいくつでも）。

1. 社内で意義を認めてもらえない
2. 業務が多忙である
3. 経費の増加が予想される（予算が限られている）
4. 必要な情報が入手できない
5. 必要な知識やスキルを持った人材がいない
6. 人権に対してあまり関心がない
7. 競合する同業者や取引先が取り組んでいない
8. その他（具体的に：_____）

CSRの認知度についてのお考えをおききします。

問7 企業は利益の追求だけではなく、環境・安全・人権など社会に与える影響に配慮した行動をとる「企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）」の考え方について知っていますか（いずれか1つに○）。

1. 内容・意味についてよく知っている

2. 言葉は聞いたことがある

3. 知らない

問8へおすすみください。

問9へおすすみください。

問8 CSRの考え方の中で、貴社において、重要な取組と認識されていることはどれですか（○は3つまで）。

1. コンプライアンス（法令遵守）
2. 環境への配慮
3. 安全・品質
4. 雇用・労働
5. 人権問題
6. 危機管理
7. 社会貢献・地域貢献
8. 消費者保護
9. 個人情報保護・情報セキュリティ
10. 情報開示
11. ステークホルダー*との対話
12. ユニバーサルデザイン

ステークホルダー*：企業の利害に関係する人々のことをいい、株主・従業員・取引先・消費者・地域社会等も含まれる

(公財) 和歌山県人権啓発センターの取組についてのお考えをおききします。

問9 あらゆる人権問題に関する啓発活動の推進と情報発信の拠点である「(公財) 和歌山県人権啓発センター」のことを知っていますか (いずれか1つに○)。

1. 知っている

2. 名前は聞いたことがある

3. 知らない

問10へおすすみください。

問11へおすすみください。

問10 (公財) 和歌山県人権啓発センターをどのように利用されていますか (○は3つまで)。

1. 人権に関する講演会や研修会に参加する

2. 人権に関する啓発冊子を活用する

3. 人権啓発イベント (ふれあい人権フェスタなど) に参加する

4. 人権に関する図書や啓発ビデオなどを借りる

5. 研修会の講師を派遣・紹介してもらう

6. 人権に関する情報をホームページで閲覧する

7. 人権に関する相談をする

8. その他 (具体的に: _____)

9. 特に利用していない

職場におけるハラスメント* についてのお考えをおききします。

職場におけるハラスメント*：仕事上の立場を利用した「いじめ」や「性的嫌がらせ」のことであり、パワハラやセクハラなどを指します。

問 11 職場におけるハラスメントに関する相談窓口を設置していますか（いずれか1つに○）。

- 1. 社内に設置
- 2. 会社とは独立した組織または人に委託

問 12 へおすすみください。

- 3. 設置していない

問 13 へおすすみください。

問 12 過去3年間（平成22年4月～平成25年3月）で、職場におけるハラスメントに関する相談の延べ件数をお教えてください（いずれか1つに○）。

- 1. 0件
- 2. 1～2件
- 3. 3～5件
- 4. 6～10件
- 5. 11～20件
- 6. 21～30件
- 7. 31～40件
- 8. 41～50件
- 9. 51～70件
- 10. 71～100件
- 11. 101件以上

問 13 貴社において、職場におけるハラスメントの予防・解決のための取組を実施していますか（いずれか1つに○）。

1. 実施している

問 14 へおすすみください。

2. 現在実施していないが、取組を検討中

問 15 へおすすみください。

3. 特に取組を考えていない

問 14 職場におけるハラスメントの予防・解決のためにどのような取組を実施していますか（○はいくつでも）。

1. 会社の方針で定める
2. 就業規則など社内規定に盛り込む
3. 管理職を対象とした講演会や研修会を実施する
4. 従業員を対象とした講演会や研修会を実施する
5. ポスター、リーフレット等の啓発資料での情報提供を行う
6. 職場内の実態を把握するためアンケートなどを実施する
7. 相談の担当者を育成する
8. 従業員を講演会や研修会に参加させる
9. その他（具体的に：_____）

問 15 職場におけるハラスメントの予防・解決を進める上で、どのようなことが課題だと思いますか（○は3つまで）。

1. 経営者や管理職の理解が不足している
2. 従業員全般の理解が不足している
3. 発生状況を把握することが困難である
4. 職場におけるハラスメントに対応する際のプライバシーの確保が難しい
5. 取組を行うノウハウがない
6. 職場内に対応するための適切な人材がない
7. 適正な処罰・対処の基準がわからない
8. その他（具体的に：_____）
9. 特に課題はない

貴事業所のことについておききします。

問 16 貴社の主たる事業所の所在地が含まれている地域はどこですか。

1. 和歌山市
2. 海南市・海草郡
3. 紀の川市・岩出市
4. 橋本市・伊都郡
5. 有田市・有田郡
6. 御坊市・日高郡
7. 田辺市・西牟婁郡
8. 新宮市・東牟婁郡

問 17 貴社の営まれている産業分類は次のうちどれですか。

1. 農林漁業
2. 鉱業
3. 建設業
4. 製造業
5. 電気・ガス・熱供給・水道業
6. 情報通信業
7. 運輸業
8. 卸売・小売業
9. 金融・保険業
10. 不動産業
11. 学術研究、専門・技術サービス
12. 飲食店、宿泊業
13. 生活関連サービス業、娯楽業
14. 医療、福祉
15. 教育、学習支援業
16. 複合サービス事業（郵便局、協同組合）
17. サービス業（他に分類されないもの）

問 18 貴社の従業員規模は以下のうちどれですか。

1. 10～19人
2. 20～29人
3. 30～49人
4. 50～99人
5. 100～199人
6. 200～299人
7. 300人以上

- ◎ 人権問題や和歌山県の人権施策などにご意見・ご要望などがございましたら、以下にご自由にお書きください。

ご協力誠にありがとうございました。

みなさまからいただいたご回答は、集計・分析の上、調査報告書としてとりまとめ公表する予定です。この調査にご協力いただき、希望される方には調査報告（概要版）をお送りしますので、下記までご連絡ください。

和歌山県企画部人権局 人権施策推進課
電話：073-441-2566（直通）
FAX：073-433-4540
E-mail：e0215001@pref.wakayama.lg.jp

わかやま人権パートナーシップ
推進事業

「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結しませんか

和歌山県では、人権尊重に関する活動を積極的に実施している、又は、これから実施しようとする企業・団体等の皆さまと「和歌山県人権尊重の社会づくり協定」を締結し、さまざまな活動の支援を行っています。



あなたの企業が県と
協定を締結すると...

企業の
PR

ブランド
イメージ
の向上

社会的信頼
の獲得

貴事業所の活動内容を県のホームページや情報誌などで紹介します！

職場に「研修責任者」を設置してください

和歌山県では、「企業における研修責任者」の設置をお願いし、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めることを目的として、「研修責任者」の方を対象とした研修会を実施しております。

～まずはお電話ください～

わかやま人権パートナーシップ推進事業

和歌山県 企画部 人権局 人権施策推進課

TEL : 073-441-2566

FAX : 073-433-4540

E-mail : e0215001@pref.wakayama.lg.jp

企業における研修責任者設置

和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局
労働政策課

TEL : 073-441-2790

FAX : 073-422-5004